

平成20年 2月 5日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県男女共同参画審議会
会長 上條 茉莉子

かながわ男女共同参画推進プランの改定について(答申)

平成19年6月12日に諮問を受けた、かながわ男女共同参画推進プランの改定について、別添のとおり答申します。

神奈川県では、「かながわ婦人プラン」を策定した1982(昭和57)年を「かながわ女性元年」として、男女共同参画の取組みを進めてきているところですが、この度、これまでの取組みや地域の実情を踏まえ、今後の神奈川の男女共同参画社会のあるべき姿を見据えながら、「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定に当たっての基本的な考え方と取組みの方向について審議いたしましたので、次のとおり意見を述べます。

この意見を踏まえ、「生き生きと心豊かにくらす男女共同参画社会の実現」に向け、取組みを推進されるよう求めます。

(神奈川県の現状と課題)

- 神奈川県では、これまでの取組みにより「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という県民の意識が平成7年の43.9%から平成18年の32.4%へと大きく減少し、そう思わない人と同率になっています。

また、女性は職業を持つ方がよい、という意識が多くなってきており、「職業を持たない方がよい。結婚や子どもができたら職業をやめる方がよい。」とする県民は、わずかに7.0%となっています。

このように、性別役割分担に係わる意識や女性の就業に対する意識が、男女ともに大きく変わってきていることは評価するところです。

- しかしながら、神奈川県は、長時間労働に加え、都心部を職場とする方が多く通勤時間が長いということ、また、核家族が多く、家庭や地域での支援が得にくいことや、子育て等のサービスが十分でないといった状況があります。

- こうした状況により、神奈川県の女性の年齢階級別労働力率は、いわゆるM字カーブを描いており、その谷が全国と比べて深くなっています。

企業による積極的な子育て支援制度や家族等の支援があるといった、恵まれた環境になれば、女性が就労を継続しながら子育てをすることを難しくしています。

- また、神奈川県では、子育て等で一旦離職した専業主婦等の56.9%が、子育て後の再就職を望んでいますが、希望する職への再就職は難しく、パートタイム・アルバイトが多くなっている、という状況もあります。

○ そこで、働くことを希望する女性が働き続けることができるよう、就業環境や子育て・介護等への支援体制を整えること、また、一旦就業を中断した女性が再び働くことを希望する場合には、それが実現できるよう支援していくことが必要です。

○ 特に、これらを実現するためには、男性の長時間労働を短縮するなど、働き方を見直していく取組みがきわめて重要です。

こうした取組みは、男性の働きやすさや家庭生活等への関わりやすさにもつながります。

○ また、男女共同参画の取組みが進むことによって、顕在化してきた課題として、異性に対する暴力の問題があり、調査によると、女性の3人に1人が配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかの被害経験があるとの結果がでています。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の暴力が発生する要因には、経済的な基盤や社会的な地位を背景とする支配構造が根底にあります。社会制度や慣行等にある、性別役割分担や女性は男性に従うものという意識を変えない限り、だれもがこうした被害にあう可能性がある問題であると言えます。

○ 以上のことから、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、男女共同参画を一層推進していく必要があります。

(今後必要とされる取組み)

1 意欲を持ってチャレンジする女性への支援

○ 男女共同参画社会の担い手として、女性が様々な分野に就業し、働く責任と評価を得ながら活躍できるよう、意欲を持ってチャレンジする女性に対し、一人ひとりの状況に応じて支援していくことが大切です。

- そのためには、まず、職業意識の形成が重要なことから、子どものころから様々な就業体験や、ロールモデルに接することを通じて、幅広い可能性を学び、本人の適性と意欲を生かした職業の選択ができるよう、キャリア教育を充実するよう求めます。
 - また、就業後は、継続してキャリアを積むことや、起業を含む就職、再就職をめざす女性に対し、積極的に支援していくことを求めます。
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と女性が活躍できる環境づくりへの支援
- チャレンジする女性たちを支援するためには、長時間労働の解消といった働き方の見直しや、育児等の負担の軽減を進め、仕事と生活の調和が図れる環境整備を進める必要があります。

こうした働きやすい環境を整備することは、男女がともに、仕事においても家庭や地域生活等においても充実感を持てることにもつながります。
 - そこで、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する社会の理解を深めるための普及啓発に取り組むとともに、そのような働き方を選択できる環境づくりに努める企業に対して支援することを期待します。
 - また、現在、女性に集中している育児・介護等の家事負担の軽減を図るため、子育て支援や介護等の福祉サービスの充実を進めるとともに、男性が、家庭や地域生活等に参画しやすくなるよう、育児や介護等について学ぶ機会や地域での活躍の機会の提供といった支援に取り組むよう求めます。
- 3 人権の尊重の取組みの充実
- 男性も女性も互いに個人の尊厳を重んじ、性別による権利侵害や差別的な取り扱いをなくすよう、あらゆる年齢階層に対し、様々な機会を通じて普及啓発等に取り組むことを求めます。

- こうした取組みは、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の異性に対する暴力を根絶することにつながります。

そして、実際に被害が生じた場合には、速やかに、かつ適切に被害者に対する必要な支援を行うことを求めます。

4 男女対等な立場での参画支援

- 働く場や家庭、地域活動の場において、男女がともに生き生きと活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画できることが必要です。

- 特に、女性が、意思形成や政策・方針決定過程に参画していくことは、社会の構成員の意思を公正に反映していくうえで、大変重要です。

こうした男女の対等な立場を築いていくために、社会制度・慣行や性別役割分担意識について、教育や学習の場を通じて、男女共同参画の視点からの見直しを進めることを求めます。

- あわせて、県民一人ひとりが、自らの意思によって能力の向上に努め、様々な分野で発揮することができるよう、行政は、NPOや企業等とともに、支援していくことを求めます。

(プランの実効ある推進)

- プランの基本的な考え方とその方向に沿って具体的で実効性のある取組みを進めることが大切です。

そのため、既に具体化している事業については速やかに実施するとともに、審議において課題とされた事項については、検討し、具体的な事業として取り組んでいくことを求めます。また、今後の社会状況の変化等によって生じる新たな課題についても、同様の対応を求めます。

併せて、こうした事業を着実に実施するために、必要な予算の確保に努めることを求めます。

- プランの取組みをより実効のあるものとするためには、県における全庁横断的な取組みはもとより、市町村や関係機関、NPOなどとの連携・協働が欠かせません。

これまでの関係を強化するだけでなく、新しい課題に取り組むためにも、企業や大学等との新たな関係づくりに積極的に取り組んでいくことを、行政に求めます。